

児童虐待について

こども家庭庁の調査報告によると令和4年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は214,843件です。平成2年から32年連続で増加傾向にあります。そこで、日常生活に潜む児童虐待について学び、自分にできる行動を考えてみましょう。

ワーク1

(1) 次に示す資料(①～⑯)を見て、児童虐待のサイン(子どもの様子、保護者の様子)と考えられるものを番号で書き出し、選んだ理由を書いて、班で共有しましょう。

- ①不自然な傷や同じような傷が多い
- ②治療していない傷がある
- ③表情や反応が乏しく活気がない(無表情)
- ④おびえた泣きかたをする
- ⑤食事に異常な執着を示す
- ⑥衣服を脱ぐとき異常な不安を見せる
- ⑦繰り返し嘘をつく
- ⑧誰かれなく大人に対して警戒心がうすい(なれなれしい、ベタベタする)
- ⑨衣服や身体がいつも不潔である
- ⑩夜遅くまで遊んだり徘徊している
- ⑪子どもへの態度や言葉が拒否的、無関心である
- ⑫子どもに理想を押しつけたり、年齢不相応な要求をする
- ⑬きょうだいに対して差別的である
- ⑭説明の内容が曖昧でコロコロ変わる
- ⑮地域などと交流が少なく孤立している
- ⑯小さい子どもを家においたまま外出している

神奈川県ウェブサイト「虐待のサインを見つけるには」より抜粋・編集して引用

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/cnt/f533519/p976866.html>

〔虐待のサインと考えられる番号〕

〔選択した理由〕

(2) 児童虐待のサインに気づいた際にあなたが取るだろう行動を考え、班で共有しましょう。

ワーク 2

(1) 虐待のサインを発見した後、直ちに行動に移して児童相談所などの所定の機関に連絡ができる人は、多くはないでしょう。「他の家のことだから口を出すのはよくないだろう」「もし間違っていたらどうしよう」などと考えてしまうからです。確かに確証がもてない状況での通報や報告は難しいでしょう。しかし、間違いの報告を行ったからといって罰を受けることは決してありません。あなたの気づきが命を救うのです。そこで、今後も通報等が行いやすい環境整備を進めていかなければなりません。どのような環境整備を行うことが必要だと思いますか、班で話し合ってみましょう。

〔自分の意見〕

〔他の人の意見〕

※ 神奈川県では、コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」を活用した児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談」を設置しています。「LINE(ライン)」の二次元コード



(2) 次の表にワーク1の虐待のサインを「子ども」と「保護者」に分けて整理しました。

子どものサイン	保護者のサイン
・ 不自然な傷や同じような傷が多い ・ 治療していない傷がある ・ 表情や反応が乏しく活気がない(無表情) ・ おびえた泣きかたをする ・ 食事に異常な執着を示す ・ 衣服を脱ぐとき異常な不安を見せる ・ 繰り返し嘘をつく ・ 誰かれなく大人に対して警戒心がうすい(なれなれしい、ベタベタする) ・ 衣服や身体がいつも不潔である ・ 夜遅くまで遊んだり徘徊している	・ 子どもへの態度や言葉が拒否的、無関心である ・ 子どもに理想を押しつけたり、年齢不相応な要求をする ・ きょうだいに対して差別的である ・ 説明の内容が曖昧でコロコロ変わる ・ 地域などと交流が少なく孤立している ・ 小さい子どもを家においたまま外出している

※ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は、虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号であり、匿名可能、通話無料、秘密厳守です。

ワーク 3

虐待は、家庭内で発生している場合が多くあります。なぜ、家庭内で虐待が生じてしまうのかを保護者の立場になって考えてみましょう。もしかすると保護者には「虐待」という認識がないのかもしれませんが。

ここでは、子育てにおける「しつけ」と「虐待」の違いについて考えます。まず「しつけ」は、子どもの人格形成や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為ですが、体罰などの「虐待」は、子どもの身体や心を傷つける行為です。

(1) 次に示す事例を読み、この行為は、「しつけ」か「虐待」のどちらになるのかを考えてみましょう。

【事例】(こども家庭庁ウェブサイト「しつけ? 体罰? これってどっち??」を編集して引用)

お菓子売り場で「お菓子買って〜!」と駄々をこねている子どもがいました。保護者は、ダメと言っても言うことをきかないので、周りへの迷惑も考えて、叩いて、無理やりお菓子売り場から連れ出しました。

Q1 この場面の行為は、「しつけ」か「虐待」のどちらに当たるか、理由を含めて班で考えてみましょう。

Q2 保護者は、どのような対応が必要だったと思いますか、班で考えてみましょう。

(2) 体罰等によらない子育てを行うためにはどのようなことが必要だと思いますか、様々な視点で考えてみてください。また、次に示した、厚生労働省・こども家庭庁の資料を参考に日常生活でどのような取組ができるのかを考えてみましょう。

■体罰等によらない子育てのための工夫のポイント

- ① 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
→子どもに問いかけたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。
- ② 「言うことを聞かない」にもいろいろあります
→保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、様々です。
- ③ 子どもの成長・発達によっても異なることもあります
→子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。
- ④ 子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう
→危ないものに触れないようにするなど、叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。
- ⑤ 注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう
→子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。待つことが難しければ、場面を切り替えるなど、注意の方向を変えてみてみましょう。
- ⑥ 肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
→「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行ったり、やり方を示したり教えたりするのもいいでしょう。
- ⑦ 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう
→子どもの良い態度や行動を褒めることは、自己肯定感を育むことになります。

リーフレット「体罰等によらない子育てを広げよう!」厚生労働省・こども家庭庁より抜粋、編集して引用
<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/taibatsu>

1 ねらい

共に学校生活や日常生活を送る仲間や近隣の子どもたち、そして自身が暮らす地域には様々な人々が存在している。些細な気づきが誰かの助けになる可能性があることや自分自身の助けになる場合があることに気づいてほしい。さらに、「子育て」は現在の自分に直接関係がないと感じる生徒がほとんどかもしれないが、「子育て」は他人事ではなく、皆で支え合いながら行うべきものであるという考え方を広めたいという思いを込め、今回の取組にした。誰か1人の行動が誰か1人の命を救うことがあるということを考えるために、虐待が身近に存在することを理解させたい。特に「子育て」に関しては、当事者だけではなく、周囲の人々が、虐待の早期発見を促すことができるということを認識させたいと思い、こども家庭庁の事例を参考にした。よりよい社会を皆で形成するために、各自が何を行うべきかについて考えさせるねらいから、3つのワークを設定した。この取組では、「児童虐待」についてニュースや報道で知るだけではなく、自分事としてとらえてもらいたいと考えている。

2 進め方

展開例（50分 4～5人の班を作る）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1（15分） ① 4～5人の班を作り「虐待のサイン」を読み取った後に班で発表する。 ② 次に虐待のサインを見つけた際に取りうる行動を班で考える。その後2班が発表する。	・読み取った内容を2班に発表させ、発表を踏まえて、資料で示したすべてのサインが虐待のサインとなる可能性があることを説明する。 ※継続的な観察や気にかけるきっかけにすることを生徒に伝える。
2 ワーク2（15分） ① 通報や報告が行いやすい環境整備について班で考える。 ② ワーク1のサインを「子ども」と「保護者」のサインに整理した表を全体で共有する。さらに、「189」の連絡先を確認する。	・2班の発表を踏まえて、どのような行動が必要なのか具体的な内容を共有する。具体的な発言がない場合は、教員側から具体的な行動を伝えるようにする。 ※児童相談所、警察、学校への相談等が出てきた場合は、適切な行動であることを全体共有する。
3 ワーク3（20分） ① 虐待の早期発見に繋げるために日常生活と結びつく子育てを取り上げ、「しつけ」と「虐待」の違いについて、事例をもとに班で対応を考える。	・ワーク1で考えた虐待のサインを参考に通報や報告の行いやすい環境整備などを考えさせる。神奈川県などの取組について説明をする。（SNSの活用など） ・虐待のサインを見逃さないために視点を整理した表を全体で共有する。気軽に連絡ができる全国ネットワークの電話番号の紹介を行い、誰もが通報や相談ができる仕組みがあることを伝える。
	・事例をもとに、保護者の立場になって考えることを促す。「叩く」ことは体罰に当たり、常態化してしまうと虐待に当たる可能性があることを理解させる。また、対応を考える中で、子どもの気持ちを受けとめること、理由を説明すること、気持ちの切り替え

② ①の事例をもとに体罰などによらずに子育てを行うためにはどのようなことが必要なのかを班で考える。その際にこども家庭庁が示している資料を参考にする。	ができたなら褒めてあげることの重要性について考えさせる。 ・事例をもとに、子どもが他の人に迷惑をかけている場面で、「どうしたの」などの他者からの言葉がけが、子どもと保護者を救う一言になるかもしれない。自分にできることは何かを考えさせる。子育ての当事者か、そうでないかに関わらず、よりよい社会の共生者として何が必要なのかを意識させる。
---	--

3 解説

ワーク1・2について

ワーク1・2のねらいは2つある。1つ目は、日常生活に見える虐待のサインが多く存在することに気づかせ、生徒自身がどのような行動を取ることができるのかを考えさせることである。そのため、神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課が提供している資料を活用し、日常生活に潜む虐待について考えさせ、虐待の兆候に気づく力を養うことをめざしている。2つ目は、虐待を発見した後の通報や報告の難しさについて理解し、どのような環境整備が必要なのかを生徒に考えさせることである。近年、心理的虐待の割合が増加傾向にあり、そのような状況下で声を上げられず困っている子どもたちを「誰が」見つけるのかが課題である。そこで、ワーク1と2に取り組むことで、子どもたちの状況を把握するための具体的な方法を学ぶ機会としている。

ワーク3について

本ワークでは、被保護者（保護される者）の立場である場合が多い生徒の日常生活と結びつく「子育て」について考える機会を設けた。ねらいは2つある。1つは、子育てにおける「しつけ」と「虐待」の違いについて理解を深めることである。2つは、現在、家庭内で「虐待」と思われる行為を受けている生徒がクラス内に存在するかもしれないため、当該の生徒に自分自身への気づきを促すことである。将来、保護者になる人や子どもと関わる機会をもつ人は多いだろう。最後に「しつけ」と「虐待」の違いに気づかせる取組を設けることで、これからの未来に役立ててほしいという願いを込めている。

<引用文献等>

・神奈川県ウェブサイト「虐待のサインを見つけるには」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/cnt/f533519/p976866.html>

・リーフレット「体罰等によらない子育てを広げよう！ ～みんなで育児を支える社会に～」

厚生労働省・こども家庭庁 <https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/taibatsu>

・子ども家庭庁ウェブサイト「しつけ？ 体罰？ これってどっち??」

<https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/no-taibatsu/>

<参考資料>

・「令和4年度児童虐待相談対応件数」こども家庭庁ウェブサイト 児童虐待防止対策 3. 児童虐待の現状 <https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai>

・こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/top>

・「『虐待』のサインを見つけてください。」神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/cnt/f533519/p976866.html>

・コミュニケーションアプリ「LINE（ライン）」を活用した児童虐待防止のための相談窓口

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/line/kana_kodomo110.html